

金融商品、リースなど

I 在外子会社等に関する 会計処理ポイント

PWCあらた有限責任監査法人
公認会計士 川西 昌博

【この章のエッセンス】

●改正実務対応報告18号等は、原則として令和2(2020)年3月期から適用され、在外子会社等がIFRS9号「金融商品」に基づき保有株式等の公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択を行う場合、連結決算手続上、当該投資の売却処理や減損処理に関する修正が求められる。

●IFRSや米国会計基準における新リース基準は、リースの借手の財務諸表に重要な影響が生じる可能性があるが、公開草案において、連結決算上の修正項目の追加は提案されていない。

はじめに

日本基準に準拠した連結財務諸表を作成するにあたって、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、連結決算手続上、実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告18号」といふ)および実務対応報告24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告24号」といふ)に基づき、当該在外子会社等のIFRSまたは米国会計基準に準拠した財務諸表を利用することが多いと考えられる。近年はIFRSや米国会計基準において重要な会計基準の導入が進ん

でおり、3月決算企業を前提とする
と、前年度(平成31(2019)年3月期)の連結範囲に含まれる在外子会社等が適用した主な新しい会計基準としては、IFRSでは、IFRS9号「金融商品」やIFRS15号「顧客との契約から生じる収益」、米国会計基準では、米国会計基準会計基準更新書(ASU)2016-01号「金融商品―総論(サブトピック825-10)」、金融資産及び金融負債の認識及び測定」やASU2014-09号「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」がある。また、当年度(令和2(2020)年3月期)の連結範囲に含まれる在外子会社等が適用する主な新しい会計基準としては、IFRS16号「リース」やASU2016-02号「リース(トピック842)」がある。

在外子会社等の会計 処理に関する実務 対応報告

本稿では、このような状況を踏まえ、令和2(2020)年3月期の第1四半期決算に関連して、実務対応報告18号および実務対応報告24号の概要や、その最近の改正内容(公開草案を含む)とともに、実務対応報告に関連する範囲で在外子会社等のビジネスによっては連結財務諸表が大きな影響を受けると考えられるIFRS9号やIFRS16号・ASU2016-02号に焦点を当てて留意すべき点を説明する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

(1) 実務対応報告18号

連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一に関する原則的な取扱いについては、企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」17項において、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一するとされている。これに対する当面の取